

倉吉市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第5号

倉吉市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市情報公開条例施行規則（平成13年倉吉市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第8条の2の規定による通知は、公文書開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複写機による複写又は電磁的記録を印字装置により用紙に出力したもの</td> <td>単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>光ディスクに複製したもの</td> <td>1枚につき100円</td> </tr> <tr> <td>電磁的記録媒体（光ディスクを除く）に複製したもの</td> <td>実費相当額</td> </tr> <tr> <td>その他写しの作成に当たり特別の費用が必要となる場合</td> <td>当該処理に要する実費</td> </tr> <tr> <td>写しその他物品の送付</td> <td>送付に要する費用の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2略</p>	区分	金額	複写機による複写又は電磁的記録を印字装置により用紙に出力したもの	単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき20円	光ディスクに複製したもの	1枚につき100円	電磁的記録媒体（光ディスクを除く）に複製したもの	実費相当額	その他写しの作成に当たり特別の費用が必要となる場合	当該処理に要する実費	写しその他物品の送付	送付に要する費用の額	<p>(公文書開示決定通知書等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第8条第3項の規定による通知は、公文書開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公文書の写し その他の物品の作成に要する費用</td> <td>文書、図画若しくは写真を複写したものの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの 単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>光ディスク等に複写したもの</td> <td>1枚につき100円</td> </tr> <tr> <td>公文書の写し その他物品の送付に要する費用</td> <td>送付に要する費用の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 略 3 事業者<del>に委託して</del>公文書の写しを作成した場合</p>	区分	金額	公文書の写し その他の物品の作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したものの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの 単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき20円	光ディスク等に複写したもの	1枚につき100円	公文書の写し その他物品の送付に要する費用	送付に要する費用の額
区分	金額																				
複写機による複写又は電磁的記録を印字装置により用紙に出力したもの	単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき20円																				
光ディスクに複製したもの	1枚につき100円																				
電磁的記録媒体（光ディスクを除く）に複製したもの	実費相当額																				
その他写しの作成に当たり特別の費用が必要となる場合	当該処理に要する実費																				
写しその他物品の送付	送付に要する費用の額																				
区分	金額																				
公文書の写し その他の物品の作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したものの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの 単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき20円																				
光ディスク等に複写したもの	1枚につき100円																				
公文書の写し その他物品の送付に要する費用	送付に要する費用の額																				

における当該写しの作成に要する費用の額は、この表の規定にかかわらず、当該委託に係る公文書の写しの作成に要した費用に相当する額とする。

様式第7号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

倉吉市長 印

公文書開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり決定期間を延長したので倉吉市情報公開条例第8条の2の規定により通知します。

略	
開示請求にかかる公文書のうち開示請求があった日から60日以内に開示決定等をする部分	
略	
倉吉市情報公開条例第8条の2を適用する理由	
略	

様式第7号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

倉吉市長 印

公文書開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり決定期間を延長したので倉吉市情報公開条例第8条第3項の規定により通知します。

略	
開示請求にかかる公文書のうち開示請求があった日から起算して45日以内に開示決定等をする部分	
略	
倉吉市情報公開条例第8条第3項を適用する理由	
略	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の倉吉市情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の開示請求について適用し、同日前の開示請求については、なお従前の例による。